

中部学院大学及び中部学院大学短期大学部研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、中部学院大学及び中部学院大学短期大学部（以下「本学」という。）における学術研究活動とその成果の公正及び信頼性を確保することを目的として定める。

2 公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「公的研究費等」という。）に関する学術研究活動については、本規程の他、中部学院大学及び中部学院大学短期大学部公的研究費等取扱規程に定める。

(研究者)

第2条 研究者とは、本学の専任教員その他、本学において研究活動に携わるすべての者をいう。

(法令等遵守)

第3条 研究者は、研究の遂行に当っては国際的規範並びに国内の法令、本学の諸規程を遵守しなければならない。

2 研究者は、共同研究者、研究協力者、研究支援者等が不利益を被ることのないよう配慮しなければならない。

3 研究者は、研究データ等を収集するに当っては、適切な方法と手段を選び、適切な範囲のものとするよう努めなければならない。

(個人情報の保護)

第4条 個人に関わるデータ等を収集する場合は、その目的、方法等について十分な説明を行い、当該個人の同意を得なければならない。

2 研究者は、個人情報の保護に留意し、個人を特定できるデータ等を漏洩することのないよう努めなければならない。

(情報及びデータ等の管理)

第5条 研究者は、前項の研究活動の正当性を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び正当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

[一部改正 17.9.27施行]

(研究の安全管理)

第6条 研究者は、研究のための調査又は実験を行う場合は、安全管理の責任を負はなければならない。

(研究成果の公表)

第7条 研究者は、研究成果を可能な限り速やかに公表することに努めなければならない。

2 前項の公表にあたっては、携わった研究の成果のみを研究成果として公表しなければならない。

3 研究者は、研究成果の公表に当っては、捏造、改竄、盗用等の不正行為及び誇大表現、不適切な表現等、不公正とみなされることのないよう十分に留意しなければならない。

(他者の知的財産の侵害)

第8条 研究者は、研究に当っては先行研究を十分に精査し、他者の知的財産を侵害することのないよう努めなければならない。

(研究費の取扱)

第9条 研究者は、研究費の適正な使用に努めなければならない。

- 2 研究者は、補助金等の交付を受けて行う研究にあつては、当該研究補助金等の使用規程並びに本学の諸規程を遵守しなければならない。
- 3 研究者は、研究実績の報告にあつては、虚偽及び不実記載のないよう努めなければならない。

(研究倫理委員会)

第10条 本学に研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を置き、次の事項について審議する。

- (1) 本規程に反すると判断される行為の取扱い並びに苦情申立て等の相談に応ずること
 - (2) コンプライアンス教育に関すること
 - (3) 不正防止計画の推進に関すること
- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。ただし、自己の不正等に関する場合は委員に加わることはできない。
- (1) 中部学院大学(以下「大学」という。)学長と中部学院大学短期大学部(以下「短大」という。)学長が理事長と協議の上、指名する理事2名以内
 - (2) 大学学部長、大学院研究科長及び短大学科長の中から大学学長と短大学長が協議の上、指名する教育職員 2名以上
 - (3) 総合研究センター所長
 - (4) 大学事務局長及び教育研究支援課長
 - (5) 大学事務局長が指名する事務職員1名以上
 - (6) その他、大学学長と短大学長が協議の上、指名する若干名
- 3 委員会に委員長、副委員長を置き理事長が指名する。
- 4 委員会の事務は、大学事務局長が指名した者が担当する。

[一部改正 18.4.1施行]

(コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握)

第11条 委員会は、研究活動を適正に管理、運営するため、全ての研究者に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況の管理監督及び理解度の把握を行い、理解度の向上を行う。

(事務)

第12条 この規程に関する庶務は、教育研究支援課において行う。

[一部改正 12.3.12施行、15.3.16施行、18.4.1施行]

附 則 [2008年12月16日 理事会議決]

この規程は、2008年12月16日から施行する。

附 則 [2015年3月16日 理事会議決]

- 1 この規程は、2015年3月16日から施行する。
- 2 中部学院大学及び中部学院大学短期大学部研究倫理委員会運営規程(2009年9月29日施行)を廃止する。

附 則 [2017年9月27日 理事会議決]

この規程は、2017年9月27日から施行し、2017年4月1日から適用する。

附 則 [2018年3月15日 理事会議決]

この規程は、2018年4月1日から施行する。